

ID: 1834

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築物の敷地と道路との関係の建築承認(その敷地が幅員4メートル以上の道に2メートル以上接する建築物)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第43条第2項第1号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (敷地等と道路との関係) 第43条 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。)に2メートル以上接しなければならない。 (1) 自動車のための交通の用に供する道路 (2) 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第12条の11の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 (1) その敷地が幅員4メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの (2) その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日